

令和7年第1回定例市議会追加提出議案

(3 月 6 日 提 出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
2 1	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の 育児休業等に関する条例の一部改正について	1
2 2	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	4
2 3	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例及び藤井寺市特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 改正について	6

議案第 21 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）の公布に伴い、超過勤務の免除対象となる職員の範囲の拡大及び介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等に関する規定を整備するものである。

藤井寺市条例第 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第13条の2第1項中「定める者」の次に「(第13条の5第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第13条の4の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第13条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第13条の6 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年藤井寺市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29

項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第7条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 22 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 32 号）が公布されたことから、同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の藤井寺市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 23 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺
市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令
第 7 号）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生
労働省令第 61 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子
ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）にお
いて、連携施設に関する経過措置の延長、保育内容支援に係る連携施設の見直し、
代替保育に係る連携施設の見直し等の改正が行われたことから、同様の改正を行う
ものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第1条 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」とい
う。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」
に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外
の部分の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携
協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各
号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」
に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は
事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」とい
う。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同
条第2項中「のいずれにも該当すると認める」を「に掲げる要件のいずれかを満
たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改
める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次
のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分
担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするた
めの措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のため
に必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難で
あること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確

保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

（藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

